

巻末資料

- ・コラム ー土壤汚染対策の実施方法の変化ー
- ・コラム ー目標土壌溶出量と目標地下水濃度の設定ー
- ・コラム ー区域内における施工方法の基準ー
- ・コラム ー法台帳・条例台帳、情報公開システムー
- ・周辺環境保全対策の具体例一覧表
- ・周辺環境対策におけるチェックリスト
- ・各区市で定められている土壤汚染に関する条例・要綱等
- ・土壤汚染に関する都内の問い合わせ・受付窓口

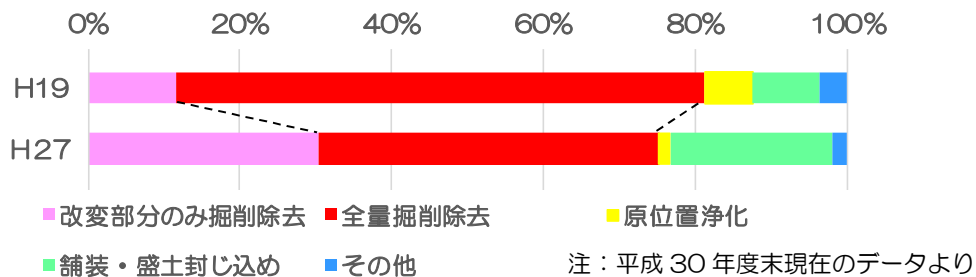
コラム ー土壌汚染対策の実施方法の変化ー

東京都内における土壌汚染対策の実施方法の変化について、平成 19 年度と平成 27 年度の実績を比べました。

平成 19 年度は「全量掘削除去」の実施割合が約 70%を占めていましたが、平成 27 年度では約 50%まで減少しており、減少分は「改変部分のみ掘削除去」によるものでした。

これは、改変が行われる区画内の基準不適合土壌を全て除去するのではなく、工事等で必要な箇所や深度の基準不適合土壌のみ掘削除去する等、より合理的な対策を実施する傾向になったためと考えられます。

東京都における土壌汚染対策の実施方法の変化（100%に換算）



また、東京都内における区域の指定を受けた土地の件数と区域指定の全解除率の推移について、平成 15 年度～平成 31 年度の実績を比べました。

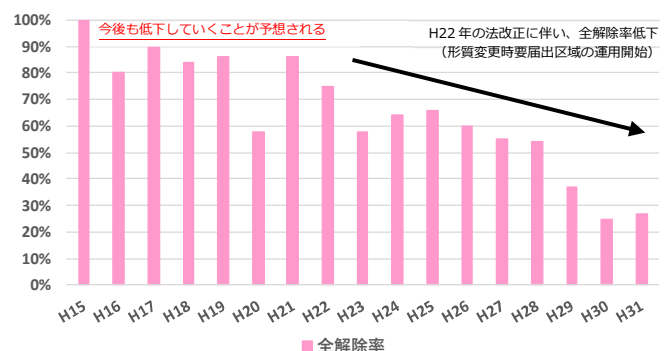
区域指定の件数は平成 15 年の法施行から徐々に増加し、平成 22 年の法改正を契機にさらに増加傾向が顕著となっていますが、区域指定の全解除率は平成 22 年の法改正以降、低下しています。

今後は、新たな区域指定の件数の追加と全解除率の低下が進み、区域指定された土地の累計件数は経時的に増加し、管理型の土壌汚染対策が進むと予想されます。

区域指定件数の累計（平成15～平成31年度）



区域指定の全解除率（平成15～平成31年度）



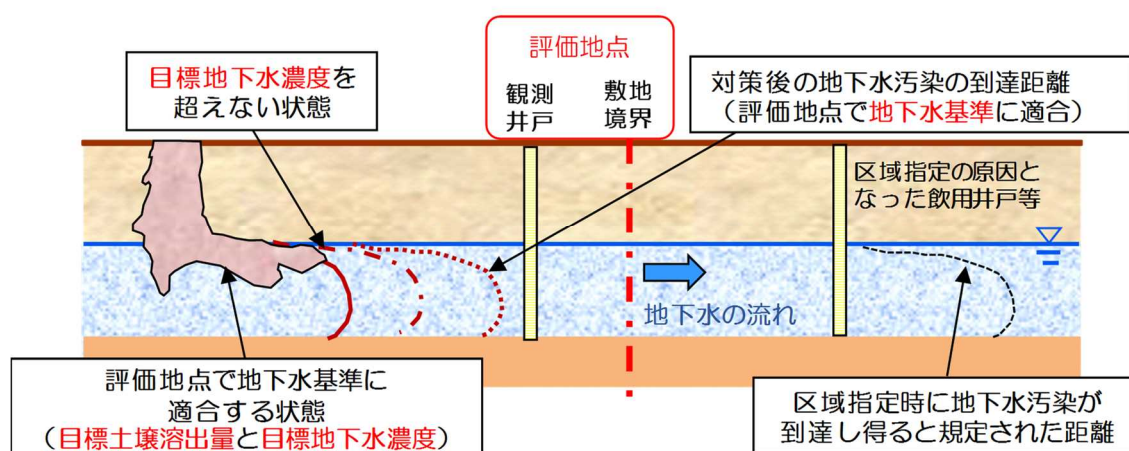
注：平成 31 年度末現在のデータより

コラム ー目標土壌溶出量と目標地下水濃度の設定ー

土壌中の有害物質による人の健康リスクの観点から摂取経路が遮断されれば十分であるため、対策完了を判定するための基準に目標土壌溶出量と目標地下水濃度が新たに設定されました。

目標土壌溶出量及び目標地下水濃度とは、敷地内に設置した評価地点（敷地境界線や観測井戸）で地下水基準に適合する状態をいい、評価地点において地下水基準の適合が確認された場合は対策完了とすることができます。

これまでは土壌汚染対策の実施後に、対策範囲の工事を行った場所の周縁に設置した観測井戸の地下水が地下水基準に適合することを確認しなければならなかったため、対策完了条件が大きく変わったといえます。



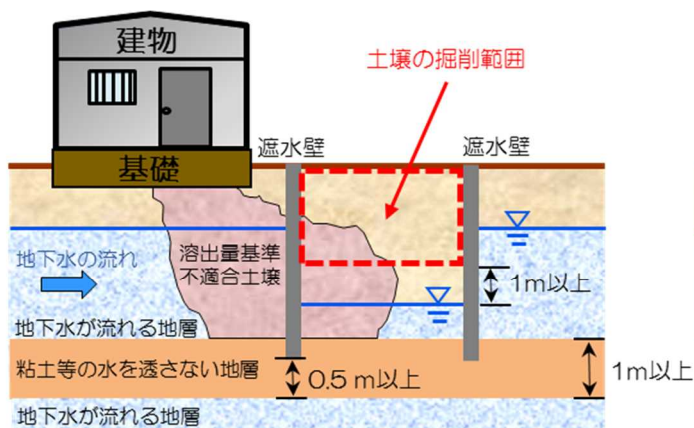
コラム ー区域内における施工方法の基準ー

溶出量基準に適合しない土壌が見つかった土地において、地下水位より深くにある基準不適合土壌を掘削する場合は、汚染を拡散させない方法で工事を行う必要があり、その施工方法の基準が法や条例により定められています。ただし、海面埋立地など基準が適用されない土地もあります。

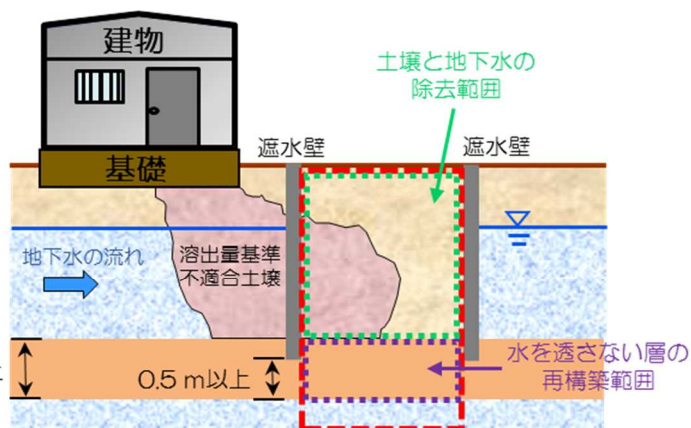
＜基本的な施工方法＞

- ① 土壌の掘削範囲が地下水の流れる地層を含む場合は、粘土等の水を透さない地層まで鋼矢板などで遮水性のある構造物を設置します（構造物の内部と外部を遮断）。
- ② 遮水壁などの構造物で遮断された内部の地下水を汲み上げ、地下水位を低下させた状態で掘削を行います（地下水を介した汚染の拡散を防止）。
- ③ 粘土等の水を透さない地層よりも深く掘削を行う場合は、遮水壁などの構造物内部の土壌と地下水を除去した後に、深い箇所の土壌を掘削します。

なお、掘削後は粘土等の水を透さない地層が元々の遮水性を取り戻せるよう、水を透さない層を再構築する必要があります。

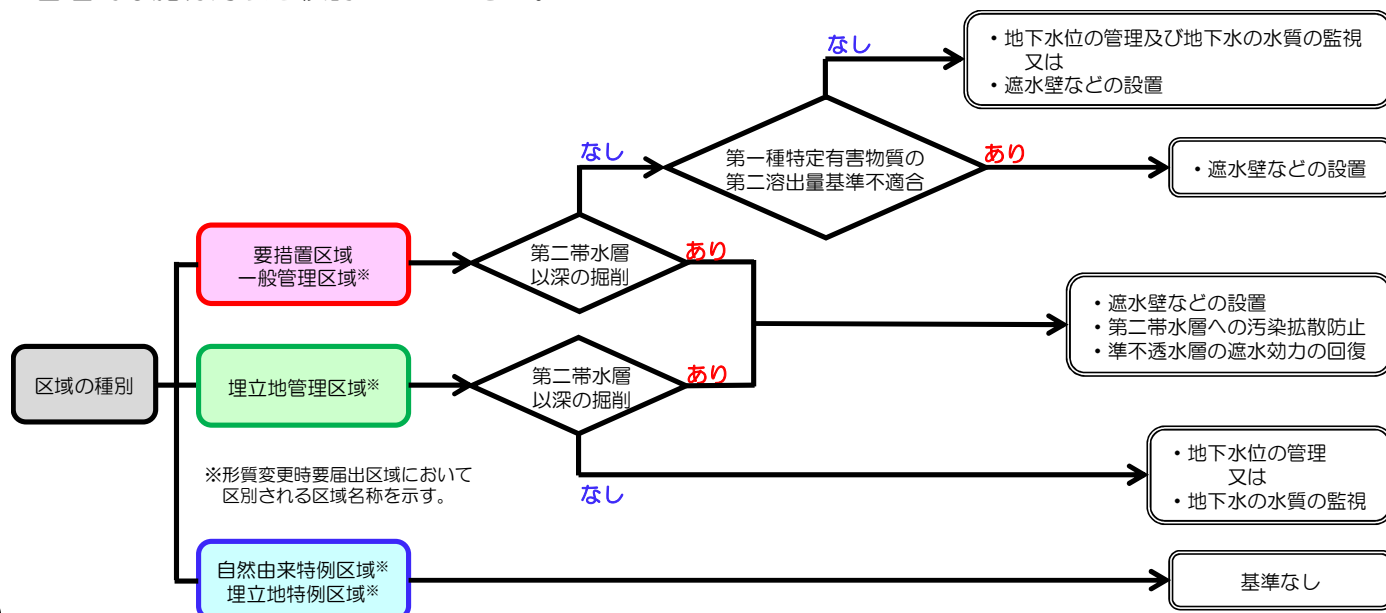


粘土等の水を透さない地層より
浅い地層を掘削する場合



粘土等の水を透さない地層より
深い地層を掘削する場合

また、次のフローのとおり、指定された区域の種別や土地を改変する深さ、基準不適合である有害物質の種類や濃度などにより、適用される施行方法の基準は異なりますので、各種条件に応じた合理的な施行方法を検討してください。



台帳の情報公開について

東京都では土壤汚染対策法に基づき、基準不適合土壤の存在が判明した場合はその土地を要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定し、それぞれの区域の詳細な情報を記載した台帳を作成しています。

また、環境確保条例に基づいた台帳も作成しています。

<土壤汚染対策法>

- ・要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定された際は、それぞれの区域の台帳を調製し、平成 15 年から「区域指定台帳」として公開しています。
- ・また、それぞれの区域が解除された際も台帳を調製し、平成 30 年から「区域指定解除台帳」として公開しています。

（平成 30 年以前に区域指定が解除されたものは、「消除台帳」として公開）

<環境確保条例>

- ・汚染状況調査により、基準に適合しない土壤又は地下水が確認された際は、詳細な情報を記載した台帳を調製し、平成 31 年から公開しています。
- ・また、令和 6 年 4 月からは、「汚染状況調査の結果、汚染が確認されなかった土地」、「土地利用の履歴等調査結果」及び「搬出時の調査等により確認された自然由来等基準不適合土壤」についても公開対象となっています。

情報公開システムについて

区域指定台帳などの台帳については、印刷したものを東京都環境局環境改善部、又は多摩環境事務所の窓口で閲覧できるようにしています。

また、情報公開の促進、都民サービスの向上の観点から、「土壤汚染情報公開システム」で閲覧できるようにしています。

◆土壤汚染情報公開システムの特徴

- ・ 複数の条件で検索可能
- ・ 検索結果の並べ替え可能
- ・ 電子データで閲覧、取得可能

台帳は法第 15 条に基づき作成しており、帳簿、別図、添付資料によって構成されています。

<土壤汚染情報公開システムはこちら>

<https://www.dojou.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/SoilPollution/Search/Home/Index>

注意事項

公開情報は、土壤汚染対策法に基づき東京都へ提出のあった届出を基に作成しています。

閲覧時点の情報ではないことに、ご注意ください。

公開画面イメージ

台帳区分	形質変更時要届出区域台帳	
指定番号	指-0000	
整理番号	整-00-00	
所在地（地番）	〇〇区〇〇 〇丁目〇番	
面積(m2)	30304.24	
指定基準に適合しない特定有害物質	カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物	
指定基準に適合しない基準項目	含有量基準、第二溶出量基準	
備考		
台帳 	2015/07/08	調製（指定）
	2015/07/08	訂正
	2017/03/15	調製（追加）
	2017/04/03	訂正
解除台帳 	2017/01/12	一部解除
告示文 	2015/07/08	指定
	2017/01/12	一部解除
	2017/03/15	指定

周辺環境保全対策の具体例一覧表

対象	対策	効果	対応時期・期間	設置費用の目安
土壌の 流出防止	仮囲い	飛散防止や降雨時の流出抑制に一定の効果がある。	工事期間中	1 万円/m
	土のう	出入口などからの土壌の流出を防止する。	豪雨時など	数千円/m
	シート養生	飛散防止や降雨時の土壌の流出を防止する。	基準不適合土壌仮置時など	数千円/10m ³
	ピット掘削	敷地外への土壌の流出や降雨時の土壌の流出を防止する。	雨天時など	数千円/m ³
土粒子の 飛散防止	散水*	掘削時や風による土粒子の飛散を抑制する。	重機使用時など	—
	敷鉄板	重機やダンプの駆動に伴う粉塵を抑制する。	工事期間中	0.5 万円/m ²
	仮囲い	飛散防止や降雨時の流出抑制に一定の効果がある。	工事期間中	1 万円/m
汚染水の 流出・浸 透防止	土のう	出入口などからの汚染水の流出を防止する。	豪雨時など	数千円/m
	シート養生	汚染水の流出や地下浸透を防止する。	基準不適合土壌仮置時など	数千円/10m ³
	ピット掘削	汚染水を一時的に貯留し敷地外への流出を防止する。	雨天時など	数千円/m ³
ガスの 揮散防止	負圧テント	揮発性ガスの周辺への拡散を防止する。	揮発性物質掘削時など	規模による (一般的に数百万 円以上)
	集塵機・送風機	閉鎖空間などでの安全確保、ガスを収集し拡散を抑制する。	揮発性物質掘削時など	数千円/日
	簡易ガス測定	現地でガス濃度を簡易的に測定し、工事の一時中断や追加対策実施の判断に用いる。	対象物質掘削時の毎日～毎週	数百円/回 (検知管の場合)
	土壌ガス吸引	土壌ガス吸引工法を併用し、掘削時のガスの発生を抑制する。	土間コンクリートは つり時、高濃度汚染掘 削時など	3～5 万円/m ³
排水処理 対策	排水タンク	排水を一時的に貯留し、異物を除去した後に放流する。	排水発生期間	数百円/m ³
	簡易水質測定	有害物質の濃度を簡易的に測定し、処理方法（放流・処理など）を決定する。	排水発生期間	数百円/回
	排水処理	有害物質を除去あるいは基準に適合させて排出する。	排水発生期間	数十万円/月
悪臭対策	仮囲い	悪臭の拡散を抑制する。	工事期間中	1 万円/m
	フレコン封入・ シート養生	土壌掘削後速やかにフレコンバック等に詰め、悪臭の発生を抑制する。	揮発性物質掘削期間	数千円/袋
	消臭剤・防臭剤	物質に応じた消臭剤等を散布し、悪臭の発生を抑制する。	悪臭発生時	数千円～2 万円 /18 リットル

対象	対策	効果	対応時期・期間	設置費用の目安
周辺環境 モニタリ ング	検知管	現地でガス濃度を簡易的に測定し、工事の一時中断や追加対策実施の判断に用いる。	対象物質掘削期間中の毎日～毎週	数百円/回 (検知管の場合)
	デジタルガス 測定器	現地でガス濃度を簡易的に測定し、工事の一時中断や追加対策実施の判断に用いる。	対象物質掘削期間中の毎日～毎週	10万円～30万円
	公定分析	定期的に公定分析によるチェックを行い、現地簡易測定の精度を確認する。	簡易測定開始時及び定期的な確認	1～3万円/試料
汚染土壌 運搬時の 飛散・拡 散防止	シート養生	重金属等による汚染土壌はダンブに積み込んだ後にシートで養生し、飛散を防止する。	汚染土壌搬出時	
	フレコン封入	揮発性のある物質を含む汚染土壌はフレコンバック等に封入し、揮散を抑制し運搬する。	基準不適合土壌掘削時・仮置き時	数千円/袋
騒音・振 動対策	重機の選定	低騒音・低振動型の重機等を選定し、騒音・振動を抑制する。	工事計画時	
	仮囲い・防音シート	仮囲いにも一定の防音効果がある。防音シートを必要に応じて用い、騒音を抑制する。	防音シート：住宅近接箇所での施工時	
	住民説明会	住民への説明等を通じ、工事への理解を促し、近隣住民のライフスタイルに応じた工事計画で対応する。	工事開始前 (適宜工事期間中に追加)	
地盤沈下 対策	地盤沈下対策	揚水措置や地下水低下工法などにより地盤沈下が懸念される場合は、揚水量の制限や、沈下対策を行う。	地下水揚水時	
近隣住民 への対応	住民説明	住民への説明会やチラシを通じ、工事への理解を促し、近隣住民のライフスタイルに応じた工事計画で対応する。	工事開始前 (適宜工事期間中に追加)	
	工事看板**	工事内容・期間・方法などの工事看板で周知し、近隣住民の理解を促す。	工事期間中	
	地域美化・対話	工事車輛等に対する安全確保に加え、地域美化・地域との対話を通じ工事への理解を促す。	工事期間中	
その他	作業員の教育	工事の目的・有害物質の特性などについて作業員の教育を行う。汚染土壌の適切な取扱いや汚染の拡散防止など自律的に推進する。	工事開始前	

*：散水した水が地下へ浸透しないように調整する必要があります。

**：「工事看板」の実施は、条例の指針で必須の対策としています。

ー 周辺環境対策におけるチェックリスト ー

対策工事を実施する際には、周辺住民の生活環境に影響を与えないよう十分に配慮する必要があります。

また、周辺環境への配慮は、現場作業員の安全と健康を守ることにもつながります。

周辺地域のニーズを把握するためにも、地域社会とのコミュニケーションを十分に行い、必要に応じて次のチェックリストをもとに、周辺環境と作業環境をより良くする対策に積極的に取り組んでください。

周辺環境対策におけるチェックリスト

チェック項目		対策内容	実施の有無
1	掲示板の設置	汚染状況、対策工事の区域・方法・期間・環境保全対策・進捗状況、問合せ窓口など表示した掲示板を設置し、対策工事について周辺住民へ周知する。	☐ あり
			☐ なし
2	発生ガス・排出ガス	発生ガス・排出ガスの対策、悪臭の放出、油の流出の防止対策のための発生地点の密閉化、ガス等の処理施設の設置などを行う。	☐ あり
			☐ なし
3	汚水・濁水	対象地外への排出防止のための集水施設及び処理施設の設置などを行う。	☐ あり
			☐ なし
4	飛散・拡散	土壌の飛散防止又は対策工事の実施範囲外への拡散防止のための散水設備、防風ネット又はタイヤ洗浄設備の設置などを行う。	☐ あり
			☐ なし
5	モニタリング	対策工事の実施による周辺環境への影響について確認するため、周辺の土壌、公共用水域、地下水及び大気中の特定有害物質について定期的に測定し、影響がみられる場合には周辺環境対策を改善する。	☐ あり
			☐ なし
6	騒音・振動	低騒音かつ低振動の機材などを使用する。	☐ あり
			☐ なし
7	エネルギー消費	エネルギーの消費を抑制するため、燃費性能の良い機材及び車両の使用、運搬距離及び運搬手段の最適化を行う。	☐ あり
			☐ なし
8	廃棄物	廃棄物の発生を抑制するため、資材調達量の適正化、リサイクル可能な資材の選択などを行う。	☐ あり
			☐ なし
9	使用薬剤の材料	薬剤などを使用する場合には、土壌・地下水環境への影響に配慮した材料を選択する。	☐ あり
			☐ なし
10	地盤沈下	地下水のくみ上げによる地盤沈下を防止するため、事前に地盤沈下の可能性を予測する。また、必要に応じて予測に基づいた最適な揚水量で管理するとともに、定期的に地盤沈下の状況を測定する。	☐ あり
			☐ なし

各区市で定められている土壤汚染に関する条例・要綱等

江東区、大田区、荒川区、板橋区、足立区、江戸川区及び八王子市では、それぞれ土壤汚染に関する独自の条例や要綱、指針を定めています。詳細は、各区市の担当部署に問い合わせてください。

(令和2年8月時点)

区市名	条例・要綱等 (詳細は各区市へお問合せください)	問合せ窓口	電 話(代表)
江東区	江東区マンション等の建設に関する条例 (江東区) 土壤汚染に係る事前協議要領	環境清掃部 環境保全課 調査係	03-3647-9111
荒川区	荒川区住宅等の建築に係る住環境の整備に関する条例 荒川区市街地整備指導要綱	環境清掃部 環境課 環境保全係	03-3802-3111
板橋区	板橋区土壤汚染調査・処理要綱	資源環境部 環境課 公害指導係	03-3964-1111
足立区	足立区公共用地の取得、改変及び処分における土壤汚染への対応に関する基本指針	環境部 生活環境保全課 土壤汚染対策係	03-3880-5111
江戸川区	江戸川区住宅等整備事業における基準等に関する条例	環境部 環境推進課 指導係	03-3652-1151
八王子市	八王子市汚染土壌処理施設の周辺環境への配慮の手續に関する要綱	環境部 環境保全課 規制指導係	042-626-3111
町田市	町田市汚染土壌処理施設の周辺環境への配慮の手續に関する要綱	環境資源部 環境共生課 規制指導係	042-722-3111
羽村市	羽村市宅地開発等指導要綱	産業環境部 環境保全課 環境保全係	042-555-1111
府中市	府中市開発事業に関する指導要綱	生活環境部 環境政策課 環境改善係	042-364-4111
西東京市	西東京市工場・指定作業場が自主的に行う土壌汚染調査等に係る事務取扱指針	みどり環境部 環境保全課 環境保全係	042-464-1311

土壌汚染に関する都内の問合せ・受付窓口

対象とする 土地	法・条例の条項	問合せ受付窓口
一般的な相談	全て	東京都環境局環境改善部化学物質対策課 土壌汚染対策総合相談窓口 TEL.03-5388-3468(直通) (受付時間 午前9時00分から午後4時45分まで)
23区	土壌汚染対策法 条例第117条 (土地の改変)	東京都環境局環境改善部化学物質対策課 土壌地下水汚染対策担当 TEL.03-5388-3495(直通)
	条例第116条 (工場又は指定作業場の廃止・除却)	各区環境担当課(次ページを参照)
島しょ	全て	東京都環境局環境改善部化学物質対策課 土壌地下水汚染対策担当 TEL.03-5388-3495(直通)
多摩地区の市 (八王子市 ・町田市除く)	土壌汚染対策法 条例第117条 (土地の改変)	東京都多摩環境事務所環境改善課 土壌地下水対策担当 TEL.042-523-3517(直通)
	条例第116条 (工場又は指定作業場の廃止・除却)	各市環境担当課(次ページを参照)
八王子市 町田市	土壌汚染対策法 条例第116条 (工場又は指定作業場の廃止・除却)	八王子市環境部環境保全課 TEL.042-626-3111(代表) 町田市環境資源部環境共生課 TEL.042-722-3111(代表)
	条例第117条 (土地の改変)	東京都多摩環境事務所環境改善課 土壌地下水対策担当 TEL.042-523-3517(代表)
多摩の町村部	全て	東京都多摩環境事務所環境改善課 土壌地下水対策担当 TEL.042-523-3517(代表)
※条例第114条と第115条の窓口は、環境局改善部化学物質対策課土壌地下水汚染対策担当に問い合わせてください。 ・東京都内の土壌に関する情報 東京都環境局 化学物質対策「土壌・地下水汚染対策」のサイト 〈法や条例の概要、条文、告示、届出様式、催し物案内 ほか〉 http://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/chemical/soil/index.html		

・区市環境担当課

区の窓口		電 話（代表）
千代田区	環境まちづくり部 環境政策課	03-3264-2111
中央区	環境土木部 環境課	03-3543-0211
港区	環境リサイクル支援部 環境課	03-3578-2111
新宿区	環境清掃部 環境対策課	03-3209-1111
文京区	資源環境部 環境政策課	03-3812-7111
台東区	環境清掃部 環境課	03-5246-1111
墨田区	資源環境部 環境保全課	03-5608-1111
江東区	環境清掃部 環境保全課	03-3647-9111
品川区	都市環境部 環境課	03-3777-1111
目黒区	環境清掃部 環境保全課	03-3715-1111
大田区	環境清掃部 環境対策課	03-5744-1111
世田谷区	環境政策部 環境保全課	03-5432-1111
渋谷区	環境政策部 環境整備課	03-3463-1211
中野区	環境部 環境課	03-3389-1111
杉並区	環境部 環境課	03-3312-2111
豊島区	清掃環境部 環境保全課	03-3981-1111
北区	生活環境部 環境課	03-3908-1111
荒川区	環境清掃部 環境課	03-3802-3111
板橋区	資源環境部 環境政策課	03-3964-1111
練馬区	環境部 環境課	03-3993-1111
足立区	環境部 生活環境保全課	03-3880-5111
葛飾区	環境部 環境課	03-3695-1111
江戸川区	環境部 環境課	03-3652-1151

市の窓口		電 話（代表）
八王子市	環境部 環境保全課	042-626-3111
立川市	環境下水道部 環境対策課	042-523-2111
武蔵野市	環境部 環境政策課	0422-51-5131
三鷹市	生活環境部 環境政策課	0422-45-1151
青梅市	環境部 環境政策課	0428-22-1111
府中市	生活環境部 環境政策課	042-364-4111
昭島市	環境部 環境課	042-544-5111
調布市	環境部 環境政策課	042-481-7111
町田市	環境資源部 環境共生課	042-722-3111
小金井市	環境部 環境政策課	042-383-1111
小平市	環境部 環境政策課	042-341-1211
日野市	環境共生部 環境保全課	042-585-1111
東村山市	環境資源循環部 環境保全課	042-393-5111
国分寺市	建設環境部 環境対策課	042-325-0111
国立市	生活環境部 環境政策課	042-576-2111
福生市	生活環境部 環境政策課	042-551-1511
狛江市	環境部 環境政策課	03-3430-1111
東大和市	市民環境部 環境対策課	042-563-2111
清瀬市	市民環境部 環境課	042-492-5111
東久留米市	環境安全部 環境政策課	042-470-7777
武蔵村山市	環境部 環境課	042-565-1111
多摩市	環境部 環境政策課	042-375-8111
稲城市	都市環境部 環境保全課	042-378-2111
羽村市	産業環境部 環境保全課	042-555-1111
あきる野市	環境経済部 生活環境課	042-558-1111
西東京市	みどり環境部 環境保全課	042-464-1311

・指定調査機関

環境省ホームページからご覧ください。

土壌汚染対策法に基づく指定調査機関一覧

<http://www.env.go.jp/water/dojo/kan/index.html>

中小事業者のための 土壌汚染対策ガイドライン

～土壌汚染対策を円滑に進めるために～

令和6年3月 改訂第3.30版

東京都環境局環境改善部化学物質対策課

〒163-8001

東京都新宿区西新宿 2-8-1

電話 03-5321-1111（代表）

FAX 03-5388-1376

URL <http://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/>

